

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

教育局	(平成 21 年度)	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置	
<p>1 給与等 (9) 報償費の支給 <講師謝礼> 平成 20 年度の報償費に、市教職員に対する講師謝礼 1,860 千円が含まれている。これは、市教委が開く様々な審議会、検討委員会、研究会等に県費負担教職員が参加する際の交通費相当額として、1 回につき図書カード 1,000 円を支給するものである。</p> <p>市の説明によると、市の用務で県費負担教職員を出張させる場合には、旅費の支給は市教委で行わなければならないが、市内の学校と市教委等との移動については、恒常的に相当の回数があること（教育指導課だけでも、延べ 1,000 人を超える旅費支給が必要となる。）、また、国において県費負担教職員の市費化が進められた段階で、日額旅費としての支給も含めた給与システムが整備されれば、事務処理が簡素化されることなどを勘案し、当面の間、通常の旅費精算の代替措置として支出しているとのことである。</p> <p>しかし、もともと当該業務は市の職務として行われているのであるから、出張命令に基づく旅費の性質を有しており、報償費としての支出は不適切である。</p>	<p>指摘されている教職員の研究会等に参加する際の交通費については、平成 29 年 4 月に県費負担教職員の給与等に係る支給事務が宮城県より仙台市に移譲されたことにより、同月分より旅費として支出することとした。</p>	